

発議第4号

別紙のとおり災害廃棄物の広域処理等の円滑な推進に関する意見書を提出するものとする。

平成24年6月26日提出

発議者 三島市議会全議員

災害廃棄物の広域処理等の円滑な推進に関する意見書（案）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0と言う激震と大津波を伴い、東日本の太平洋沿岸部に広範かつ甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故を誘発し、その被害は拡大と共に復旧・復興を困難にさせ、被災地域の住民にとって四重苦の未曾有の災害となってしまった。東海地震の発生が危惧される当市にとっても対岸の火事ではなく、一日も早い復旧・復興を願わずにはいられない。

しかし、発災から一年三ヶ月が経過する中、被災地では未だに災害廃棄物が山積みされ、復興の妨げとなっており、広域による迅速な処理が求められている。

当市においても、災害廃棄物の試験焼却の方針が示され、受入に向けた市民説明会の開催等、諸準備が進められているが、風評被害や将来に及ぼす影響等、不安が払拭された訳ではない。

よって、国においては災害廃棄物の円滑な処理の推進を担保し、広域処理については、下記の事項について早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 農畜産物に対する風評被害対策を講じると共に、受入に伴い直接的・間接的被害が発生した場合には、関係者に対して充分な補償を行う制度を確立すること。
- 2 災害廃棄物の広域処理により生じた焼却灰について、最終処分場若しくは再利用の受入先を確保すること。
- 3 災害廃棄物の受入により、一般廃棄物の焼却灰の外部搬出（行政区域外での埋立）に支障をきたさないよう、処分場及び自治体に責任を持って指導・調整すること。
- 4 万が一にも受入に伴う環境汚染が発生した場合には、国の責任の下、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

三 島 市 議 会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様
農林水産大臣様
国土交通大臣様
環境大臣様
復興大臣様